

一般社団法人 熊本県保育協会・青年部規約

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本青年部は、一般社団法人熊本県保育協会青年部（以下「青年部」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 青年部の事務所を、一般社団法人熊本県保育協会内に置く。

第 2 章 目的と事業

(目的)

第 3 条 青年部は、一般社団法人熊本県保育協会の保育事業における青年保育者の貢献を高めると共に、児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 青年部は、前条の目的を達成するために、一般社団法人熊本県保育協会の事業を積極的に支援し、青年保育者の独自性を生かした事業を行う。

2 合同事業として、一般社団法人熊本市保育園連盟青年部（以下「市青年部」という。）と共に下記の事業を行う。

- (1) 諸団体及び会員相互の連絡提携、親睦等の企画立案事業、青年保育者の資質向上を図るための研修事業。
- (2) 児童福祉の向上と地域社会の保育ニーズに応えるための調査研究事業及び機関紙発行と広報調査活動。

その他の目的を達する為に必要な事業。

第 3 章 会員と会費

(正会員)

第 5 条 青年部は、一般社団法人熊本県保育協会加盟園に在籍する満 4 5 歳以下の保育園長並びに青年保育者で、青年部の目的に賛同する者を正会員とする。但し、4 5 歳を超えた年度末までは正会員とする。

2 前項の規定に係わらず、役員が在任期間中に 45 歳を超えても任期残存期間は正会員及び役員とみなし、任期満了までその職務を行わなければならない。

3 正会員は、何れかの専門委員会（企画研修・調査広報）に所属する。但し、役員を除く。

（賛助会員）

第 6 条 青年部の目的に賛同し、前条の規定に該当しない者は、賛助会員となることができる。但し、総会における議決権を持たない。

（会費）

第 7 条 青年部の正会員及び賛助会員は、総会において定められた会費を納入しなければならない。

（会員の除名）

第 8 条 青年部の会員が次の各号の何れかに該当する時は、総会の決議によって除名することができる。但し、この場合その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会費を2年以上滞納したとき。
- (2) 青年部の名誉を傷つける、又は目的に反する行為をしたとき。

（役員）

第 9 条 青年部に次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 2名
- (3) 事務局長 1名
事務局長補佐 若干名
- (4) 専門委員長 各1名
- (5) 日本保育協会青年部担当役員 1名
- (6) 全国私立保育園連盟 青年会議担当役員 1名
- (7) 監事 2名

2 (5) 日本保育協会青年部担当役員および(6) 全国私立保育園連盟青年会議担当役員については、おくことができる。

（役員の任務）

第 10 条 青年部の部長は、青年部を代表し業務を総括する。

- 2 副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 事務局長は、青年部の会計及び庶務を担当する。
事務局長補佐は、事務局長を補佐する。
- 4 各専門委員長は、それぞれの業務を担当する。

5 日本保育協会青年部担当役員は、社会福祉法人 日本保育協会青年部の熊本県支部代表を務める。

6 全国私立保育園連盟 青年会議担当役員は、公益社団法人 全国私立保育園連盟 青年会議の熊本県支部代表を務める。

7 監事は、青年部の業務を監査する。

(役員及び常任委員の選任)

第11条 青年部の役員は、正会員が互選し総会または、臨時総会において承認を得る。

2 常任委員会は、下記の者をもって組織する。

- ① 部長
- ② 副部長
- ③ 事務局長
- ④ 事務局長補佐
- ⑤ 各専門委員長
- ⑥ 日本保育協会青年部担当役員
- ⑦ 全国私立保育園連盟 青年会議担当役員
- ⑧ 監事

(役員任期)

第12条 青年部の役員任期は、2年とし再任を妨げない。但し、部長の任期は一期2年とする。

2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第13条 青年部に顧問を置くことができる。

2 顧問は、常任委員会の同意を得て部長が委嘱する。

第 4 章 会 議

(会議)

第14条 青年部の会議は、総会・臨時総会・常任委員会とする。

2 総会は、毎年1回とし、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認
- (2) 事業計画及び収支予算の決定
- (3) その他、青年部の運営に関する重要事項

3 臨時総会は、常任委員会が必要と認めた時開催する。

4 常任委員会は、青年部の執行機関とし運営全般に関する事項を審議し、必要に応じ部長が召集する。

(合同会議)

第15条 青年部は、市青年部と合同で、各専門委員会及び必要な会議を行う。

2 各専門委員会は、必要に応じ各委員長が予め県市両部長に連絡し召集する。

3 その他、必要な会議は、県市両部長が召集する。

第 5 章 会 計

(会計)

第16条 青年部の会計は次の通り行われる。

1 収入は次の通りとする。

(1) 会費収入

(2) 活動費繰入金収入

(3) 雑収入

(4) 寄付金収入

(5) その他、総会の決議によって決定したもの

2 支出は、次の通りとする。

(1) 毎年度予算の執行に伴うもの

(2) 事業に伴うもの

(3) その他、総会の決議によって決定したもの

(事業及び会計年度)

第17条 青年部の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 収支予算は、事業計画に基づき会計年度開始前に編成し、総会の承認を得て確定する。

附則

本規約は、平成27年6月1日より施行する。

本規約の改正は、平成29年5月2日より施行する。

一般社団法人 熊本県保育協会 青年部

旅費支給の取り扱いについて

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 熊本県保育協会青年部の会員（以下「会員」という）が、青年部に関する事業（以下「事業」という）のため、出張、招集する際に支給する旅費に関し、必要な事項を定める。

(出張命令)

第2条 会員が事業のため出張するときは、熊本県保育協会青年部 部長（以下「部長」という）の出張命令によらなければならない。

(出張命令を発する場合の原則)

第3条 出張命令権者は、青年部活動の円滑な遂行を図るため必要があり、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り出張命令を発するものとする。出張命令が発せられた各種会議、委員会その他打ち合わせ等については、実施後速やかに議事録等により会員に報告を行わなければならない。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は別表1の通り、車賃、鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊費とする。

- 2 車賃は、別表2の通り支給する。
- 3 鉄道賃は、利用する鉄道の路程に応じ、旅客運賃等を支給する。
- 4 船賃は、水路旅行の路程に応じ、旅客運賃等を支給する。
- 5 航空賃は、航空旅行の路程に応じ、実費を支給する。
- 6 宿泊料は、旅行中の宿泊数に応じ支給する。

(出張命令の発令手続き)

第5条 出張命令権は、部長が文書または口頭をもって行う。

- 2 各種会議のための招集は、前項の出張命令とみなすことができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は最も経済的な通常の経路および方法により出張した場合の旅費により計算する。

- 2 旅費の計算については、会員の在籍園から起算するものとする。

(旅費の請求等)

第7条 旅費の支給を受けようとするものは、領収書等必要な書類を提出しなければならない。

(旅費の支給等)

第8条 車賃、鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊費の支給額は、別表1に定めるところによる。

(車賃)

第9条 会員が出張命令権者の承認を受けて自家用自動車もしくはバスにより出張する場合は別表2による。なお、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

2、別表2以上の場合は、1キロメートルにつき37円を加算する。

(急行料金等)

第10条 急行列車を運行する路線では、運賃のほかに急行料金（特別急行列車を運行する路線の場合は特急料金）を、新幹線を運行する路線では新幹線特別料金を支給することができる。

(座席指定料金等)

第11条 会員が鉄道によって出張する場合において、座席指定席に乗車することを命ぜられた場合は、運賃、急行料金等のほか座席指定料金を支給することができる。

(航空賃)

第12条 航空賃は用務の都合上、航空路を利用することを命ぜられた場合、あるいは通常の経路および方法よりも経済的な理由で航空路を利用することを特に指定された場合に限り支給する。

2 パック利用の場合は宿泊費を含め実費を支給する。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、出張中の宿泊数に応じ支給する。

2 宿泊費込みのセミナー・研修会等に参加したときは支給しない。

3 航空賃等パック利用の場合は前条による。

(旅費の不支給)

第14条 会員が旅費を支給すべき者以外の者から旅費相当額の全部または一部の支給を受ける場合は、旅費の全部または一部を支給しない。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表1

区 分	車賃	鉄道賃	船賃	航空賃	宿泊費	備考
支給額	別表2 による	運賃額	2等運賃額	実費	1泊 1万円を 限度に実費を 支給する。	

別表2

距離	金額	参考 熊本市（熊本県保育協会）からの距離
10キロ以下	1,000	熊本市
11～15	1,500	宇土市 熊本（城南町、植木） 合志市 嘉島町 益城町
16～20	1,500	御船町 大津町 宇城市（不知火、松橋） 菊陽町 玉名市（天水） 玉東町 西原村
21～25	1,500	菊池市 甲佐町
26～30	2,000	玉名市（横島） 山鹿市 美里町（中央・砥用） 和水町（菊水）
31～35	2,000	八代市（鏡） 竜北町 氷川町
36～40	2,000	八代市 和水町（三加和） 長洲町 南阿蘇村
41～45	2,500	宇城市（三角） 荒尾市 南関町 山都町
46～50	2,500	上天草市（大矢野、松島、龍ヶ岳） 阿蘇市 高森町
51～55	2,500	八代市（坂本）
56～60	3,000	
61～65	3,000	五木村 産山村 南小国町 小国町
66～70	3,000	芦北町
71～75	3,500	球磨村 天草市（有明）
76～80	3,500	上天草市（姫戸）
81～85	3,500	水俣市 山江村 津奈木町 天草市（栖本）
86～90	4,000	天草市（本渡、倉岳） 人吉市
91～95	4,000	錦町 相良村
96～100	4,000	天草市（新和、五和）
101～105	4,500	免田町 あさぎり町
106～110	4,500	苓北町 多良木町
111～115	4,500	湯前町 天草市（河浦）
116～120	5,000	天草市（天草） 水上村
121～125	5,000	
126～130	5,500	天草市（牛深）
131～135	5,500	
136～140	5,500	
141～145	6,000	
146～150	6,000	

一般社団法人 熊本県保育協会・青年部慶弔規約

(慶 祝)

第1条 青年部会員の属する保育園の全面改築及び会員の結婚の場合は祝電を打つ。

(弔 慰)

第2条 会員の死亡に際しては、部長名をもって下記のとおり行う。

(1) 弔電を打電する。

(2) 葬儀には部長が参列するものとし、事故あるときは副部長または事務局長が代行するものとする。

(3) 1金2万円の範囲で花輪若しくは香典を贈る。

(特別措置)

第3条 部長は、慶弔事情に際し、特に必要があると認めるときは別に適切な措置をとる事ができる。

(通 報)

第4条 会員は、所属する地区において、本規定を適用する慶弔事情が発生したときは、速やかに事務局へ通報するものとする。

附 則

この規定は、平成24年4月1日より施行する。